

令和7年度岩手県営体育施設利用申込要領

1 趣 旨

県営体育施設を多くの方々に利用していただくため、あらかじめ各関係競技団体及び関係機関等との調整会議を開催して利用日程等の調整を行い、各県営体育施設の効率的な運営を図る。

2 利用申込みを受付けする体育施設及び利用申込対象期間

開始日（予定）は、環境状況（積雪等）により、使用できない場合があります。

岩手県営運動公園	陸上競技場	令和7年4月1日（予定）～令和7年11月30日
	補助競技場	
	ヘルスコース	
	野球場	
	サッカー・ラグビー場 第1グラウンド（人工芝）	
	サッカー・ラグビー場 第2グラウンド（土）	
	テニスコート	
	スポーツライミング競技場	
岩手県営体育館		令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※令和7年度において県によるアリーナの改修工事が予定されていることから、工期と重なる場合は予約を取り消す場合があります。なお、工期等についてはわかり次第、ホームページでお知らせします。
岩手県立御所湖広域公園艇庫		令和7年4月13日（予定）～令和7年10月20日
岩手県営武道館		令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 利用申込方法

(1) 利用申込書

令和7年度県営体育施設利用申込書（別紙1）…運動公園、体育館、艇庫

令和7年度岩手県営武道館利用申込書（別紙2）…武道館

(2) 利用申込期限

令和7年1月10日（金）まで

(3) 利用申込書送付先及び問合せ先

利用を希望する施設ごとに、それぞれの施設あて申込書を送付願います。

（申込書は、岩手県スポーツ振興事業団ホームページからもダウンロードできます。）

なお、御所湖広域公園艇庫に係る申込書の送付及び問合せ先は岩手県営スケート場になります。

施設名	住所	電話番号	FAX	担当
岩手県営運動公園	〒020-0122 盛岡市みたけ1-10-1	019-641-1127	019-643-5947	施設課 岩手県営運動公園
岩手県営体育館	〒020-0133 盛岡市青山2-4-1	019-647-1010	019-647-1011	岩手県営体育館
岩手県立御所湖広域公園艇庫	〒020-0122 盛岡市みたけ5-9-1 (岩手県営スケート場)	019-641-1530 (県営スケート場)	019-643-5962 (県営スケート場)	岩手県立御所湖 広域公園艇庫
岩手県営武道館	〒020-0122 盛岡市みたけ3-24-1	019-641-4577	019-641-4559	岩手県営武道館

4 岩手県営体育施設利用調整会議

- (1) 日 時 令和7年2月7日(金) 午前10時～
 (2) 場 所 岩手県営武道館
 〒020-0122 盛岡市みたけ3-24-1
 電話 019(641)4577

※利用団体が特定される御所湖広域公園艇庫、県営スケート場、県営運動公園スポーツライミング競技場については、別途個別に調整しますので調整会議への出席は不要です。

5 利用申込上の留意事項

別紙の日程については、県主催事業及び当スポーツ振興事業団が必要と認めた優先事業が既に記載されていますので、ご了承願います。

(1) 利用申込書記入例

年 月 日(曜)	利用時間	行 事 ・ 大 会 名	利用面数 (テニス)	利 用 種 別	クラブ ハウス	参加者数 駐車台数
○年○月○日 (○)	○時～○時	第○回○○大会		準備・練習		約○○人 約○○台
○年○月○日 (○)	○時～○時	第○回○○大会		大会・後始末	○	約○○人 約○○台

- (2) 利用時間は、準備・後始末、連日開催の場合は期間中の早朝・夜間帯、他の利用者への貸出を禁止する時間等の予備時間を含め、貸切(確保したい)時間を記入してください。

※県営武道館は武道関係の行事を優先させるため、各武道関係団体等の調整会議を令和6年1月下旬に行います。それら以外での利用調整となりますので、ご了承願います。

- (3) 行事・大会名は、正式名称で記入してください。
 (4) 大会等を2つ以上の県営体育施設にまたがって同一日時で開催する場合は、それぞれの施設申込書に他の施設申込書を添付して送付してください。

(申込書には、同一大会である旨表示してください。)

例) 陸上の大会で、県営運動公園(会場)と県営武道館(駐車場)を同日に使用する。

- ・県営運動公園には、県営運動公園利用申込書に県営武道館利用申込書を添付して申し込みする。
- ・県営武道館には、県営武道館利用申込書に県営運動公園利用申込書を添付して申し込みする。

- (5) 当事業団の管轄内外を問わず、他の施設を予備会場とする併願申込み、仮予約は受付できませんので、ご了承ください。

- (6) 県営体育施設の利用優先順位は、下記のとおりです。

主催団体及び使用者 優先順位	①岩手県の主催事業及び岩手県スポーツ振興事業団が必要と認める事業
	②岩手県体育協会、県関係競技団体、県学校体育連盟等の主催事業
	③岩手県内各市町村教育委員会、体育協会、学校体育連盟等の競技会
	④その他一定規模以上の体育・スポーツ・レクリエーション等の競技会
大会規模、大会種別 優先順位	①国際大会、全国大会、東北ブロック大会、県大会等の各種大会行事
	②アマチュアスポーツ、プロスポーツ等及びその他の体育・スポーツ行事
備 考	※施設によっては、大会規模等により別に優先順位を定めることがありますので、ご了承下さい。なお、詳しくは各施設担当者までお問い合わせ願います。